

第8章 建築



府中市役所庁舎耐震補強及び増築工事（広島県府中市府川町）

住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金）を活用し、市庁舎の耐震性の向上を図っている。

また、建築確認（建築基準法第6条第1項）に係る審査については、東部建設事務所建築課で実施している。

1 施策方針

(1) 建築物の安全安心の確保と質の向上

県民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途の規制を行うことによって、更には耐震改修やがけ地付近の危険住宅の移転の促進、既存特殊建築物の防災対策等を通じて、建築物の安全と安心の確保と都市環境の整備を図る。また、地球温暖化防止に資する省エネルギー対策や環境との調和など建築物の質の向上に向けた普及啓発を行う。

(2) 建築士及び建築士事務所の指導

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的とした建築士法に基づき、建築士及び建築士事務所の指導を行う。

(3) 宅地建物取引業者の指導

良好な宅地、建物の供給を円滑にするため、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、この事業に必要な規制を行うことによって、業務の適正な運営と取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護、並びに宅地及び建物の流通の円滑化を図る。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するほか、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業の促進を図る。

2 建築基準行政

建築基準法は、健全な都市環境を守ることを目的に建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている。

建築確認検査は、建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを、建築工事の着手前、工事途中及び完了後においてチェックする制度である。

県は、確認検査事務の迅速かつ確かな処理を行うため、土木局建築課のほか西部、東部、北部の各建設事務所の合計3ヶ所に建築主事を配置している。

また、広島市（昭和27年4月）、福山市（昭和46年10月）、呉市（昭和50年4月）に建築主事を設置し特定行政庁として発足したのに加えて、尾道市（昭和56年10月）、三原市（昭和57年4月）、東広島市（昭和60年4月）、廿日市市（昭和63年4月）、三次市（平成17年4月）に建築主事を設置し、業務の一部を行う限定特定行政庁として発足した。その後、東広島市は平成18年4月から、尾道市、三原市及び廿日市市は平成20年4月から特定行政庁として発足し、確認等の事務の全てを行うこととなった。

平成11年5月の建築基準法改正により、民間の指定確認検査機関が確認検査業務を行うことができることとなり、広島県を業務区域に含んでいる大臣指定の12機関、中国地方整備局長指定の2機関及び知事指定の1機関（平成26年3月31日現在）が業務を行っている。

また、平成19年6月の建築基準法改正により、一定規模以上の建築物の確認に構造計算適合性判定が必要となり、広島県では県及び指定構造計算適合性判定機関2社で業務を行っている。

なお、平成22年度から「建築共用データベースシステム」を導入し、確認に係る多様なデータを共有することで、適切かつ効率的な事務の運用を行っている。

年度別確認申請等の推移

特定行政庁建築物等確認申請受付状況（計画変更確認申請を含まず計画通知を含む。）（単位：件）

行政庁等	21	22	23	24	25
広島県	286	247	259	312	263
広島市	913	848	818	697	690
呉市	326	304	271	323	300
福山市	183	193	176	158	130
東広島市	249	241	259	223	194
尾道市	84	87	75	90	62
三原市	57	57	41	40	24
廿日市市	90	86	85	87	80
三次市	86	58	63	61	94
民間指定機関	6,902	8,704	9,217	9,558	10,348

その他の事項の状況（県全体）

年度	道路位置指定 (単位:m)	昇降機等検査 (単位:件)	昇降機等定期報告 (単位:件)	し尿浄化槽設置 (単位:件)
21	4,432 (116)	379 0	15,968 29	608 (1,906)
22	5,080 (141)	456 3	16,465 23	526 (1,839)
23	4,718 (147)	439 0	17,215 18	596 (1,665)
24	6,938 (168)	469 0	17,061 23	713 (1,662)
25	6,003 (167)	400 0	17,306 24	162 (1,551)

(注) 1 道路位置指定の（）内は、件数

2 昇降機等検査、昇降機等定期報告は上段：エレベーター、エスカレーター、下段：遊戯施設の件数

3 し尿浄化槽設置の（）内は、浄化槽法による届出の件数

3 建築協定

建築協定とは、住宅地としての良好な環境や、商店街としての利便をより高度に維持増進するため、地域住民に建築基準法の一般的基準を超えた基準を定めることができるという準立法的権限を認めた制度である。

広島県内では、現在10市町において建築協定条例を制定しており、県内の認可件数（平成26年3月31日現在、失効分及び廃止は除く。）は44件である。

建築協定条例制定市町

行政庁	制定年	許可件数	行政庁	制定年	許可件数
広島市	昭和53年	30 (7件失効)	廿日市市	昭和56年	6 (4件失効)
福山市	昭和48年	2 (2件失効)	府中町	昭和52年	0
呉市	昭和50年	0	坂町	平成11年	1
尾道市	昭和57年	1	竹原市	平成4年	0
三原市	昭和57年	2	東広島市 (旧河内町)	平成6年	5 (1件失効) (2件廃止)
東広島市	昭和60年	13			

4 建築審査会

建築審査会は、建築基準法に関する特定行政庁又は建築主事の処分に対する不服申立の裁決、用途地域内の建築制限、建築物の高さの制限、道路内の建築制限、接道の制限についてなど特定行政庁のただし書許可に対する同意について決議を行うとともに、諮問事項の調査審議並びに関係機関に対し建議するために設けられている。県内では県、広島市、呉市、福山市、東広島市、三原市、尾道市及び廿日市市の特定行政庁に設置され、許可に対して同意を議決したものは、次のとおりである。

建築審査会取扱件数 (単位:件)

年度	内 容	特 定 行 政 庁								計
		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	
21	用途地域関係				1				1	2
	敷地等と道路の関係	24	5	26	99	37	2	18	14	225
	道路内の建築物			3					1	4
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制		1		3	2				6
	計	24	6	29	103	39	2	18	16	237
22	用途地域関係							4	1	5
	敷地等と道路の関係	30	141	22	92	8	7	19	7	326
	道路内の建築物	1	3	3				1		8
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制	3	3		8					14
	計	34	147	25	100	8	7	24	8	353
23	用途地域関係		1	2						3
	敷地等と道路の関係	33	145	28	97	19	4	14	9	349
	道路内の建築物	1	1	4		1	1	1	1	10
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制		7		2					9
	計	34	154	34	99	20	5	15	10	371
24	用途地域関係	1			1				1	3
	敷地等と道路の関係	44	177	21	107	12	4	16	10	391
	道路内の建築物		1		1					2
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制		8	1					1	10
	計	45	186	22	109	12	4	16	12	406
25	用途地域関係		2		1					3
	敷地等と道路の関係	23	162	29	110	24	3	19	16	386
	道路内の建築物		15							15
	容積率制限, 高さ制限, 日影規制		10		3				1	11
	計	23	189	29	114	24	3	19	17	418

5 建築設計・工事監理業務の適正化

(1) 建築士の育成

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的として建築士法が昭和25年に制定され、更に昭和58年の一部改正により、昭和59年度から伝統的木造建築物の技術者を育成するために、木造建築士資格が創設された。

これにより、一級・二級及び木造建築士制度が確立し、それぞれの業務範囲が規定された。

これらの資格の取得は、一級建築士については国土交通大臣、二級建築士及び木造建築士については知事が行う試験に合格しなければならない。

二級・木造建築士試験の状況

(単位：人)

年	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
21	1,018(8)	852(5)	182(0)	21.4%(0%)
22	918(19)	766(15)	204(3)	26.6%(20.0%)
23	855(27)	711(21)	164(6)	23.1%(28.6%)
24	782(10)	643(8)	152(3)	23.6%(37.5%)
25	677(14)	556(13)	107(1)	19.2%(7.7%)

(注) ()内は木造建築士(外数)

(2) 建築士及び建築士事務所の登録状況

それぞれの試験の合格者の申請により、一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士及び木造建築士については県知事が免許を与えている。

また、他人の求めに応じ報酬を得て設計、工事監理等を業として行う場合は、建築士事務所を定めて知事への登録を必要としている。

建築士数、建築士事務所登録数

(H26.3.31現在)

	一級	二級	木造	合計
建築士数	9,527	17,736	498	27,761
建築士事務所登録数	1,921	528	12	2,461

(3) 地震被災建築物応急危険度判定士の育成

阪神・淡路大震災を契機として、地震による被災建築物の余震二次災害を防止するため、応急危険度判定士を育成する。

「地震被災建築物応急危険度判定士」とは、一級・二級及び木造建築士のうち知事の指定する講習会を受講し、知事が判定士として認定した者である。

(単位：人)

年度	指定講習受講者数	登録者総数(年度末)
21	111	2,249
22	127	2,210
23	192	2,211
24	136	2,229
25	110	2,186

6 宅地建物取引業

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者等に対して必要な規制を行う。

また、年間2,000件以上寄せられる不動産取引に関する苦情相談について、国土交通省及び県市町の消費生活部署等と連携し対応している。

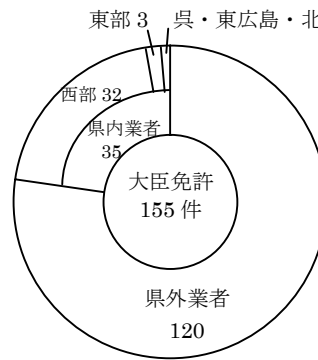
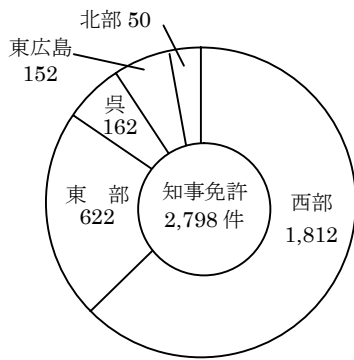
(1) 宅地建物取引業者

① 年度別宅地建物取引業者免許状況(広島県知事免許)

年度	当初件数	新規	更新	小計	廃業等	年度末件数
21	2,913	114	127	241	144	2,883
22	2,883	103	147	250	129	2,857
23	2,857	118	730	848	145	2,830
24	2,830	107	731	838	132	2,805
25	2,805	99	599	698	106	2,798

② 建設事務所別宅地建物取引業者状況（広島県内）

(H26. 3. 31 現在)



※知事免許：広島県のみならず事務所を設置

※大臣免許：広島県及び他の都道府県に事務所を設置

(2) 宅地建物取引主任者

① 宅地建物取引主任者資格試験受験状況

宅地建物取引主任者資格試験受験状況（広島県）

年度	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
21	4,711	3,834	625	16.3
22	4,355	3,659	593	16.2
23	4,320	3,574	563	15.8
24	4,524	3,724	588	15.8
25	4,423	3,588	480	13.4

② 宅地建物取引主任者登録者数

19,748人 (H26. 3. 31 現在)

7 県補助事業（耐震・がけ近）

(1) 広島県緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の封鎖を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を実施する者に対して、補助を実施する市町に対し、その耐震診断費用の一部を県が補助する事業である。

平成 25 年度補助実績

行政庁	補助件数	補助金額（県費）
東広島市	1件	513千円
廿日市市	2件	1,096千円
合計	3件	1,609千円

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和 48 年度から、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、その除却等及び新たに建設する住宅（購入も含む）に要する費用の一部を国、県及び市町が助成している。

直近 5 年間の実績については、平成 21 年度に建物除却 1 戸 780 千円（県費 195 千円）のみとなっている。

8 福祉のまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」の基本理念に基づき、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような生活環境を整備することにより、住みよい福祉のまちづくりの実現を図る。

(1) 「バリアフリー新法（旧ハートビル法）」による認定

特定建築物の認定

高齢者及び障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準（平成 14 年度までは誘導的基準・平成 15 年度からは利用円滑化誘導基準・平成 18 年 12 月 20 日からは建築物移動等円滑化誘導基準）を充足する特定建築物の促進を図る。

広島県全体の認定件数

(単位：件)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
認定件数	41	26	19	25	16	20	13	8	7	7

(2) 「広島県福祉のまちづくり条例」による事前協議

適用施設整備基準に適合させるための事前協議制を設け、生活環境を整備するとともに、福祉のまちづくりの推進を図る。

広島県全体の各件数

(単位：件)

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25
事前協議件数	459	325	316	256	334	360	371	383
適合通知書交付件数	83	62	87	57	82	66	75	74
適合証交付件数	35	33	57	33	30	29	33	28

9 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）受託業務

融資住宅の建設を促進するため、県と各特定行政庁は、建物の設計審査及び現場審査等について住宅金融公庫から委託を受けて処理していたが、平成 19 年 3 月末で住宅金融公庫が廃止され、新たに住宅金融支援機構が設立されたことに伴い、受託業務は災害復興住宅等に限定されている。

平成 20 年度からの建設件数は、0 件である。

10 建築動態統計調査受託業務

建築物の建設の着工動態及び滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料とするため、毎月1回、国の指定統計として建築着工統計調査、届出統計として建築物滅失統計調査を国土交通大臣からの委託により行っている。

県内の着工建築物等の状況は次のとおりである。

(1) 建築物着工統計

市郡別着工建築物の床面積の状況

(単位：㎡)

曆年		21年	22年	23年	24年	25年
市郡	計	2,253,759	2,164,567	2,441,642	2,348,997	2,966,246
郡	計	104,212	117,810	139,111	127,388	163,315
県	計	2,357,971	2,282,377	2,580,753	2,476,385	3,129,561
内 訳	木造	865,732	913,040	1,018,570	981,761	1,189,833
	鉄骨造	904,491	809,824	862,449	929,420	1,117,965
	鉄筋 コンクリート造	540,253	517,853	603,367	537,233	732,039
	鉄骨鉄筋 コンクリート造	41,825	30,379	63,841	21,720	81,702
	コンクリート ブロック造	475	333	587	107	1,544
	その他	5,195	10,948	31,939	6,144	6,478
全	国 計	115,485,828	121,454,442	126,510,145	132,608,530	147,672,808

(2) 住宅着工統計

新設住宅の戸数の状況等については、県のホームページに掲載。

(3) 建築物滅失統計

除却建築物構造別床面積の状況

(単位：㎡)

	21年	22年	23年	24年	25年
計	343,732	373,423	442,942	314,069	449,895
木造	162,264	155,656	168,982	139,671	214,528
非木造	181,468	223,767	273,960	174,398	235,367

災害建築物構造別床面積の状況

(単位：㎡)

	21年	22年	23年	24年	25年
計	30,430	17,659	19,797	22,095	19,082
木造	22,735	13,403	14,946	13,180	14,457
非木造	7,695	4,256	4,851	8,915	4,625

11 省エネルギー計画書の届出業務

建築物のエネルギーの合理化に資するため、オフィスビル・ホテル・病院・住宅等の建築物の内、300㎡以上の建築物について、省エネルギー計画書の届出を義務付けている。

県内の届出の状況は次のとおりである。

※ 届出対象規模については、平成22年3月31日までは2000㎡以上、平成22年4月1日からは300㎡以上に拡大。

省エネルギー計画書届出件数

(単位:件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
21年度	15	101	11	20	10	3	6	7		173
22年度	129	359	58	172	55	19	30	22	5	849
23年度	125	423	59	186	48	28	30	14	0	913
24年度	127	467	40	157	54	23	33	31	0	932
25年度	127	507	64	191	56	16	44	37	0	1042

12 長期優良住宅の認定業務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成21年6月4日施行）に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は次のとおりである。

長期優良住宅の認定件数

(単位:件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
21年度	91	412	60	222	116	42	68	39	4	1054
22年度	174	786	140	380	189	58	120	88	8	1943
23年度	178	739	146	405	209	53	150	72	12	1964
24年度	216	665	137	393	167	56	123	87	8	1852
25年度	234	844	160	375	212	61	136	75	5	2102

13 低炭素建築物の認定業務

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月4日施行）に規定する、建築物の新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え、空気調和設備等の設置について、都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物に関する計画を認定している。

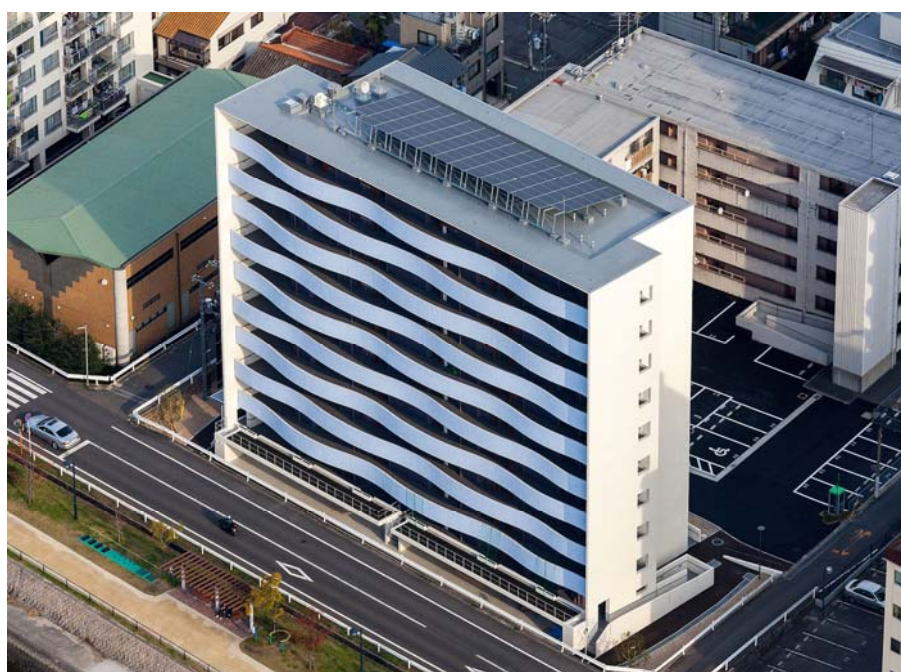
県内の認定の状況は次のとおりである。

低炭素建築物の認定件数

(単位:件)

所管行政庁 年度	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
24年度	1	1	0	0	4	0	0	0	0	6
25年度	3	18	3	5	4	2	1	2	1	39

第9章 住 宅



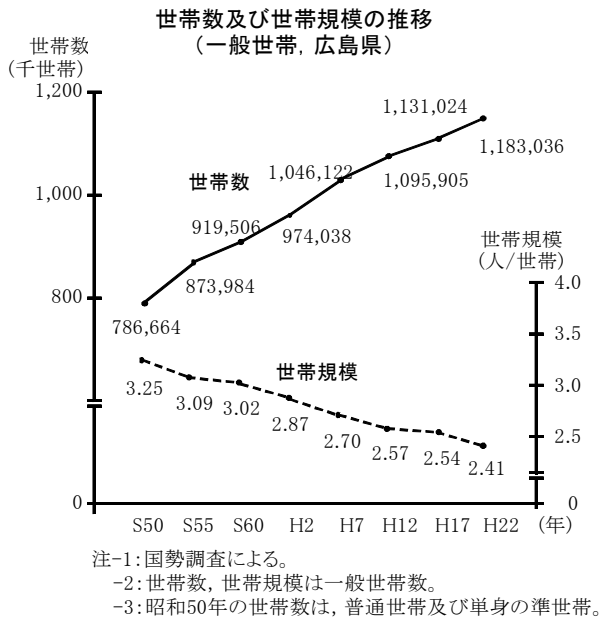
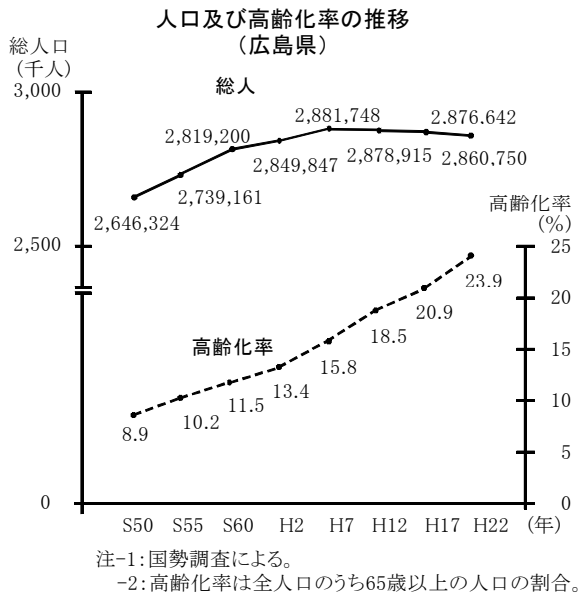
県営舟入住宅3号館整備事業(広島市中区)

1 住宅事情の概要

(1) 人口及び世帯数の推移

平成 22 年の国勢調査では本県の人口は約 2, 8 6 0 千人となり、人口減少局面を迎えている。このうち 6 5 歳以上の高齢者の割合は 2 3. 9%と上昇傾向にあり、全国値を 0. 9 ポイント上回るペースで高齢化が進行している。

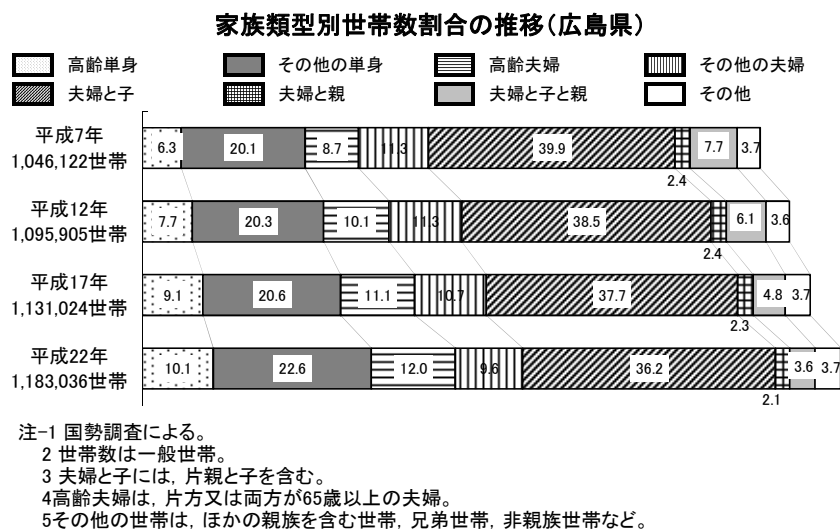
一方で平成 22 年世帯数は約 1, 1 8 3 千世帯（一般世帯）で、一定の増加傾向を維持している。これは、世帯規模の縮小に伴うもので、1 世帯あたり人員は、平成 22 年で 2. 4 1 人/世帯となっている。



(2) 世帯の動向

世帯の動向について、家族類型別世帯数割合の推移をみると、単身世帯、夫婦世帯等少人数の世帯の割合が高まりつつある。

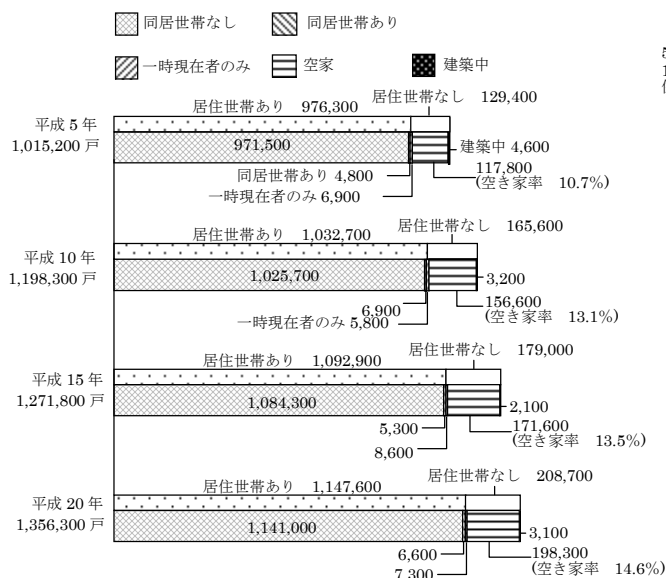
特に高齢単身及び高齢夫婦世帯の割合は、平成 22 年で合わせて 2 2. 1%で、平成 7 年以降 15 年間で 7. 1 ポイント上昇しており、今後、これら的高齢者世帯の増加に対応した住宅対策が重要な課題となる。



(3) 住宅数の推移

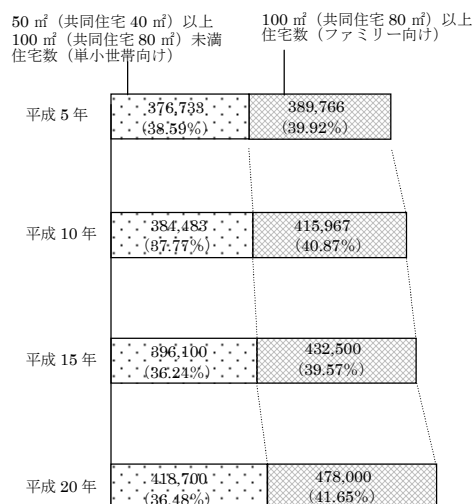
本県の住宅数は、平成 20 年時点で約 1,356 千戸あり、増加傾向にある。
このうち空き家は約 198 千戸で、空き家率は 14.6% であり、増加傾向にある。

図 住宅数の推移（広島県）



注 1：平成 5 年は住宅統計調査，平成 10 年～平成 20 年は住宅・土地統計調査による。
注 2：抽出調査のため，図注数値は合計値と一致しない。

図 規模別住宅数の推移（広島県）



注 1：平成 5 年は住宅統計調査，平成 10 年～平成 20 年は住宅・土地統計調査による。

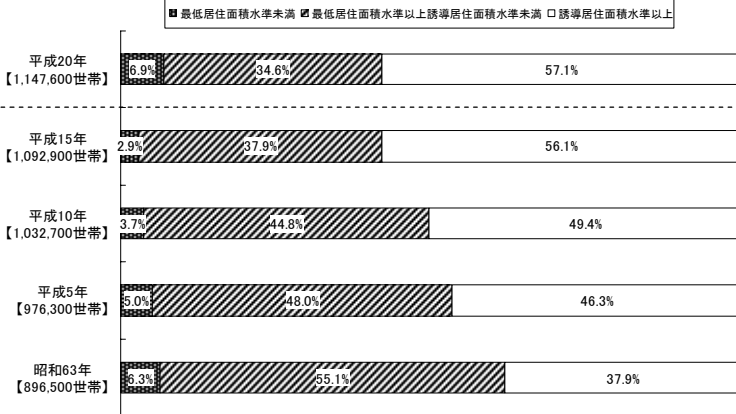
(4) 居住水準

居住面積水準の状況は、平成 20 年時点で最低居住面積水準未満世帯の割合が 6.9%、最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満 34.6%、誘導居住面積水準以上 57.1% となっている。（最低居住面積水準・誘導居住面積水準については、住生活基本計画に定める水準による。）

居住面積水準の状況を住宅の所有関係別にみると、持家については誘導居住面積水準達成率が 76.4% と高いが、借家は最低居住面積水準未満世帯の割合が、公的借家 11.4%、民営借家 18.8%、給与住宅 14.6% と高く、借家の居住面積水準の向上を図ることが大きな課題となっている。

平成 15 年までの住宅建設五箇年計画による居住水準の状況と比較すると、最低居住面積水準未満世帯の割合が 4.0 ポイント上昇している。これは住生活基本計画による最低居住面積水準の面積増加も一因と考えられるが、特に民営借家に占める最低居住面積水準未満世帯の割合の高さは、愛知県等を上回り、全国 6 位となっており、一層の向上を図る必要がある。

居住面積水準状況の推移(広島県)

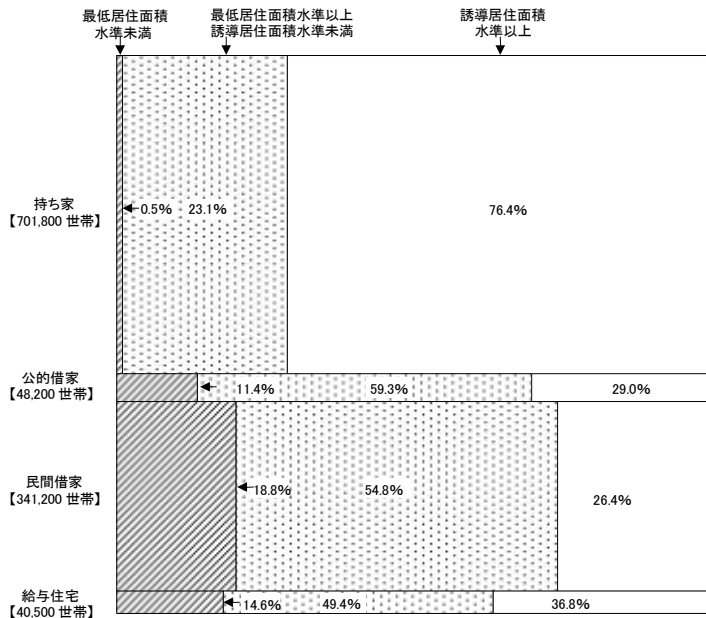


住生活基本計画による居住面積水準

住宅建設五箇年計画による居住水準

- 注-1: 昭和63年～平成15年の数値は、住宅建設計画法に基づく住宅建設五箇年計画に定める居住水準及び誘導居住水準による数値とした。住生活基本計画に基づく水準と比較すると、後者の水準面積が増加しており、特に単身者の最低居住面積水準が18㎡から25㎡に増加している。
- 2: 昭和63年及び平成5年は住宅統計調査、平成10年及び平成15年は住宅・土地統計調査による。
- 3: 割合は、主世帯数に対するもの
- 4: 昭和63年の誘導居住水準は、共同住宅は都市居住型、その他は一般型で集計した。
- 5: 抽出調査のため、図中数値は必ずしも100%にはならない。

図 住宅の所有関係別居住水準の状況(広島県)



- 注-1: 平成20年住宅・土地統計調査による。
- 2: 割合は所有関係別の総和に対するもの
- 3: 抽出調査のため、図中数値は必ずしも100%にはならない。

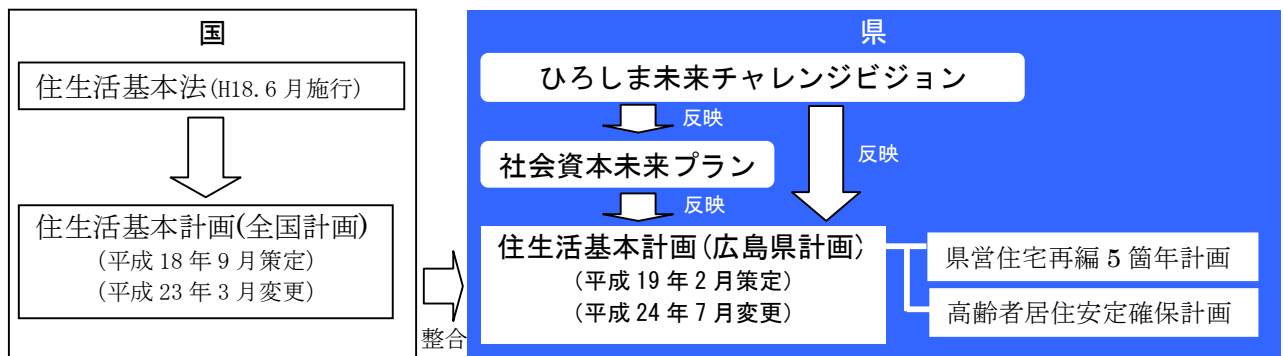
2 住生活基本計画（広島県計画）の概要

平成18年6月に住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）が制定され、住生活基本計画（全国計画）が平成18年9月19日付けで閣議決定された。その後、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ見直され、平成23年3月15日付けで変更が行なわれた。広島県計画もこれに即して見直し、今後10年間の住宅施策の方向性を定めた。

（1）計画の位置づけと計画期間

ア 計画の位置づけ

住宅政策の基本的な方向性を定める総合計画であり、県営住宅再編5箇年計画など、個別計画の上位計画として位置づけられる。



イ 計画期間

全国計画及びひろしま未来チャレンジビジョンに即して、10年間（平成23～32年度）とする。

（2）計画の概要

ア 基本理念

誰もが、いつまでも広島県に住みたいとすることができる住まいづくりの推進
～豊かな住まいの実現～

イ 施策目標

基本理念の具現化に向け、4つの施策目標を定め、施策目標ごとに目指す姿を掲げる。

◆ 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

- ① 住宅の耐震性や地域の防災性が向上し、県民が安心して暮らすことができるまちづくりが進んでいます。
- ② 高齢者、障害者の身体機能に対応したサービス付きの高齢者向け住宅や、バリアフリー化された住宅の供給が促進され、支援や介護が必要となっても住み慣れた地域で生活することができる環境が整っています。
- ③ 子育てしやすい住宅の供給が促進され、子育ての負担の軽減や、若い世代が「結婚して、子育てする人生設計が可能となる」環境づくりの取組みが広がっています。
- ④ 内外の多様な人々が集い、暮らしたいと感じる魅力ある住環境の整備が進んでいます。

◆ 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

- ① 住宅性能表示制度、長期優良住宅の認定制度が普及し、将来にわたり活用される良質な住宅ストックが形成され、既存住宅が円滑に活用される（中古住宅が流通する）環境が整っています。
- ② 住宅ローン減税等の住宅取得支援制度の情報が広く隅々まで行き渡り、住宅を取得しやすい環境が整っています。
- ③ 長期修繕計画に基づき、適正な修繕積立金を設定している分譲マンションが増加し、計画的な維持修繕が促進されています。

◆ **住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保**

- ① 誰もが健康で文化的な生活を営むことができるよう、県と市町が連携して公営住宅を供給し、県民生活の安定と社会福祉の増進の取組みが進んでいます。
- ② 高齢者、障害者、外国人等全ての方々安心して民間賃貸住宅へ入居できる環境が整っています。

◆ **付加価値の高い住宅の普及による住宅産業の活性化等**

- ① 県産材を活用した住宅、デザインに配慮した住宅、省エネ住宅、長持ちする住宅、子育てを支援する住宅など、ハードとソフトの両面において新たな県民ニーズを捉えた住宅が普及することで、住宅産業が活性化し、地域社会の魅力が向上しています。
- ② きめ細やかな県民ニーズを捉えた住宅リフォームが推進され、地域の住宅関連産業が活性化しています。

(3) 施策の成果指標

施策	現状値	目標値
----	-----	-----

ア 住宅の耐震化の推進

住宅の耐震化率	74.3% (H20)	広島県耐震改修促進計画による
県営住宅の耐震化率	98.0% (H23)	100% (H29)

イ 高齢社会に対応した住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数	制度開始(H23)	2,800戸(H26)
65歳以上の世帯員のいる住宅の一定のバリアフリー化率*	39.0% (H20)	46% (H26)

※ 一定のバリアフリー化率：2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当

ウ 子育てに配慮した住宅・住環境の推進

子育てスマイルマンション供給戸数	制度開始(H25)	2,000戸(H34)
子育て支援を目的とした公営住宅の供給	50戸(H22)	225戸(H26)

エ 省エネルギー住宅、長期優良住宅の普及促進

一定の省エネルギー対策を講じた住宅*ストック比率	15.4% (H20)	県営住宅での取組により民間住宅へ普及
長期優良住宅の年間認定戸数	2,071戸(H20)	2,250戸(H32)

※ 全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅のこと。

オ ひろしま住まいづくり支援ネットワークの活用

消費者・事業者向けセミナー、出前講座、住宅相談会の実施	7件(H22)	7件以上(毎年度)
ひろしま住まいづくりコンクールの実施	1回(H22)	1回(毎年度)

カ 住宅リフォームの普及促進

住宅リフォーム工事に対する助成を行う市町数	5市(H23)	23市町(H25)
-----------------------	---------	-----------

キ 最低居住面積水準未達世帯の割合の改善

民営借家における最低居住面積水準*未達世帯の割合	18.8% (H20)	現状維持(H27)
--------------------------	-------------	-----------

※ 世帯人数に応じて健康で文化的な住生活を営むために、必要不可欠な住宅の面積を定めた水準のこと

※ 公営住宅の供給のサービス水準(施策対象世帯数に対する管理戸数のこと)を維持することにより、現状維持を図る

(4) 計画期間内における広島県内の公営住宅供給の目標量*

	平成23～27年度 (5年間)	平成23～32年度 (10年間)
公営住宅の供給目標量 (市町営の公営住宅を含む)	7,500戸	14,500戸

※ 計画期間内における建設戸数と、管理中の既存ストックを活用した空き家募集により提供する戸数を合計したもの

3 県の主要住宅施策

(1) サービス付き高齢者向け住宅の登録促進

平成23年4月に改正公布された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設された。

広島県、広島市及び福山市に登録窓口を設け、登録推進を進めている。

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数及び戸数

	H23	H24	H25	計
件数	53	68	43	164
戸数	1,566	2,399	1,337	5,301

(2) 子育てスマイルマンション認定制度の実施

ア 制度の目的

多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け、「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を創設し、子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに、認定事例の情報発信により、子育て世帯の意識醸成を図ることで、「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。

子育てスマイルマンションの認定件数及び戸数

	H25	計
件数	8	8
戸数	798	798

イ 制度の概要

県内のマンションを対象に、住戸内及び共用部などの仕様や子育て支援サービス提供などのソフト支援、立地環境において、子育てのしやすさに配慮したマンションを県が認定する。

認定マンション購入者に対しては、地元金融機関と連携した優遇金利の適用や物品の提供等特典の付与が行われる。

住宅供給者に対しては、認定を受けることで建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率緩和が行われる場合がある。

〔認定基準の概要〕



(3) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ア 居住支援協議会の活動

高齢者や障害者、外国人等は、家賃の支払い能力に問題が無い場合でも死亡時の対応や生活習慣の違いによる近隣トラブル等への懸念から、民間賃貸住宅への入居を拒否されることが多い。

こうした住宅確保に特に配慮を要する者の居住支援を多様な主体が連携して行うため、地方公共団体や関係事業者団体等を構成員とする、広島県居住支援協議会を平成 25 年度に設立した。

本年度は先進的な居住支援協議会の取組の事例調査や賃貸人等へのセミナーを開催する。

構成団体

地方公共団体	広島県，県内全市町（住宅及び福祉部局）
不動産関係団体	公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会
	公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会広島県支部
	一般社団法人 不動産流通経営協会中四国支部
居住支援団体	特定非営利活動法人 住宅支援びんご NPO センター

イ あんしん賃貸支援事業の推進

平成 20 年度から高齢者や障害者、外国人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅、登録に協力する不動産事業者及び居住支援に協力する団体に関する情報提供等を行っている。

本年度は広島県居住支援協議会の事業として位置付け、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体の登録の推進を図る。

4 住宅建設事業等

(1) 公営住宅の建設状況

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的として、国の補助金を受けて、建設を進めている。

公営住宅の建設状況（最近 5 箇年間）

区 分		年 度					累計 (S23~H25)	平成26年度 実施予定
		21	22	23	24	25		
県 営	公営 着工戸数(戸)	50	0	85	0	26	21,492 (230)	44
	事業費(千円)	961,900	0	101,537	706,950	578,177	—	—
市 町 営	公営 着工戸数(戸)	6	137	40	133	77	40,457	98
	事業費(千円)	796,928	507,260	238,190	1,626,054	1,084,335	—	—
県 市 町 計	公営 着工戸数(戸)	56	137	125	133	103	61,949	142
	事業費(千円)	1,758,828	507,260	339,727	2,333,004	1,662,512	—	—

(注) 1. 県営の公営欄の()数は内数でPFI事業による買取戸数である。
2. 事業費は国費対象の事業費ベースである。

(2) 県営住宅の建設状況

県営住宅の建設状況

(着工ベース 単位：戸)

建設年度別	S23 ~40	41~ 45	46~ 50	51~ 55	56~ 60	61~ H2	3~ 7	8~ 12	13~ 17	18~ 22	23~ 25	累計 (S23~H25)
広島市	2,821 (136)	1,726 (334)	4,052 (360)	1,646	502	184	140	237	238 〔110〕	35	111	11,692 〔110〕 (830)
広島市周辺市町	138	729	199	40	458	74	122	78	60 〔60〕	110 〔60〕		2,008 〔120〕
小計	2,959 (136)	2,455 (334)	4,251 (360)	1,686	960	258	262	315	298 〔170〕	145 〔60〕	111	13,700 〔230〕 (830)
呉市	331	393	218	156	58	154	104	122		77		1,613
竹原市	107	96	60	50	20			44	84			461
三原市	179	96	312	280	133	8	8		48			1,064
尾道市	157	211	107	256	60	70	58	24	20			963
福山市	570	749	905	314	142	144	106	135				3,065
府中市			60		5	52	20					137
三次市	16		60	40	92	47	36					291
庄原市			30	80	52	6	8					176
大竹市	36	28	60	170								294
東広島市	82		119		96	60	58					415
安芸高田市					10	10	20					40
江田島市							2					2
安芸太田町					4	11	4					19
北広島町					16	10	4					30
世羅町						8	10					18
大崎上島町							6					6
神石高原町						8	20					28
小計	1,478	1,573	1,931	1,346	688	588	464	325	152	77	0	8,622
合計	4,437 (136)	4,028 (334)	6,182 (360)	3,032	1,648	846	726	640	450 〔170〕	222 〔60〕	111	22,322 〔230〕 (830)

(注) () 内は内数で、県営改良住宅分を表す。
〔 〕 内は内数で、PFI事業による買取戸数を表す。(買取ベース)

県営住宅の建替え、住戸改善の実施状況

(単位：戸)

建設年度別	S41~ 50	51~55	56~60	61~ H2	3~7	8~12	13~17	18~22	23~25	累計 (S35~H25)
建替	399	604	661	152	374	640	441 〔170〕	222 〔60〕	111	3,604 〔230〕
住戸改善	増築	(-) —	(-) —	(136) 136	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(136) 136
	改築	(-) —	(6) 362	(-) 417	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(165) 165
	計	(-) —	(6) 362	(136) 553	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(165) 165
										(1,096) 5,699

(注) 1 () 内は内数で県営改良住宅分を表す。
2 [] 内は内数でPFI事業による買取戸数を表す。
3 改築の内には、昭和62年度より、高齢者のための設備の設置を含む。

(3) 住宅地区改良事業等の状況

ア 住宅地区改良事業

住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）に基づき、市町の申出により国土交通大臣が指定した地区の不良住宅を除去するとともに、改良住宅を建設して居住者をこれに入居させ、地区を整備することによって健全な住宅環境をつくるものである。

県内では 26（2）地区において、不良住宅除却買収戸数 2,900（764）戸、改良住宅建設 4,828（830）戸の実績がある。

（注）（ ）内は県事業を表す。

イ 小規模住宅地区等改良事業

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止を目的とし平成 9 年度に創設された。

事業の内容としては、小規模住宅地区改良事業及び空き家再生等推進事業がある。

ウ 改良住宅等改善事業

改良住宅等の建替、増改築等を行い、改良住宅等の居住水準及び住環境の向上を図ることを目的としている。

事業内容としては、建替事業、改良住宅ストック総合改善事業、既設改善関連建設事業及び駐車場整備事業がある。

(4) 街なみ環境整備事業

住宅が密集している等により住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅、生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することを目的としている。

街なみ環境整備事業実施状況

年 度	20	21	22	23	24	25	26年度 (実施予定)
施 行 地 区	3	3	3	3	4	5	4

5 県営住宅の管理状況等

(1) 県営住宅の管理状況

県営住宅は、平成 26 年 4 月 1 日現在で県内 12 市 3 町に 16,690 戸あり、住宅管理業務は、入居者の募集、選考及び決定、家賃徴収、住宅の維持修繕等多岐にわたる。

入居者の募集は、6・10・2 月のほか必要に応じて行っている。また、募集に当たっては、新聞や県・市町の広報誌等による広報活動を実施している。

入居者の選考及び決定については、新築及び空家住宅とも公募のうえ公開抽選により入居者を決定している。

家賃徴収については、口座振替制度の普及、滞納者の事情聴取や戸別訪問、夜間休日の督促・徴収、年 3 回の徴収強化月間の設定などにより、収納率の向上と長期滞納者の発生の未然防止に努めている。また、生活困窮者等の家賃負担能力の低い入居者に対しては、家賃減免制度の利用を指導するなど、きめこまかい対応を図っている。

また、長期滞納者については、住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じているが、近年の経済状況を反映し、長期滞納者が後を絶たない状況である。

住宅の維持修繕については、日々の小規模な修繕等は速やかに対応するとともに、大規模修繕についても、順次計画的に行っている。

なお、複雑多様化している県営住宅の管理に対応することを目的とし、指定管理者制度を導入し、管理業務の適正化と合理化を図っている。

種別、構造別、所在地別県営住宅管理戸数 (H26.4.1現在, 単位: 戸)

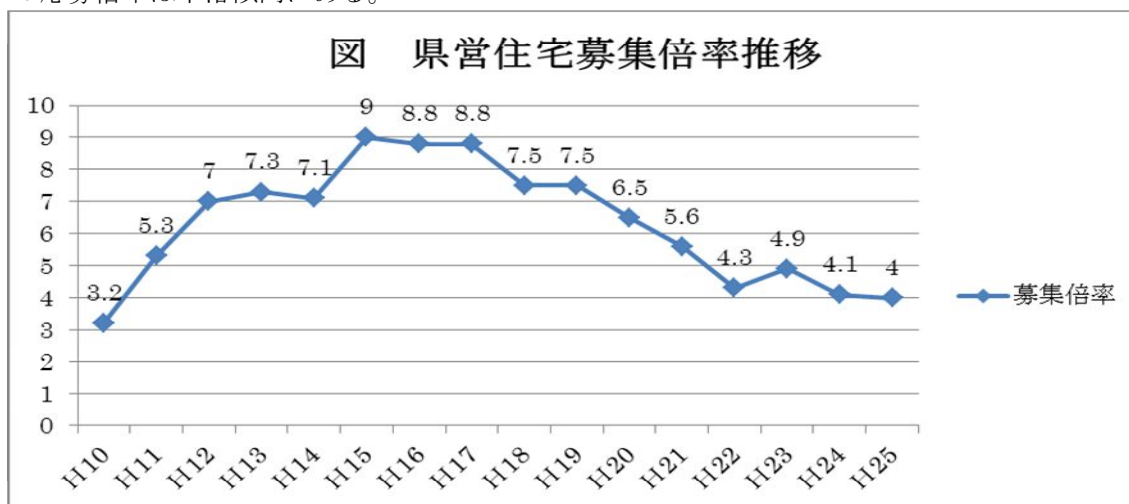
所在地	団地数	公 営 住 宅 ・ 改 良 住 宅			特 別 住 宅	合 計
		中 耐	高 層	小 計	低 耐	
広島市	32	5,854 [136]	2,549 [650]	8,403 [786]		8,403 [786]
呉市	13	834	221	1,055	1	1,056
竹原市	4	198		198		198
三原市	9	786		786		786
尾道市	13	719		719		719
福山市	15	2,002	90	2,092		2,092
府中市	2	120		120		120
三次市	5	211		211		211
庄原市	3	160		160		160
大竹市	3	230		230		230
東広島市	4	275	50	325		325
廿日市市	3	1,196		1,196		1,196
安芸郡海田町	3	278		278		278
〃 熊野町	2	548	144	692		692
〃 坂町	4	54	170	224		224
合計	115	13,465 [136]	3,224 [650]	16,689 [786]	1	16,690 [786]

※ [] は改良住宅の戸数で内数

(2) 県営住宅応募倍率の推移

平成10年度以降の応募倍率の推移を見ると、世帯収入400万円未満の世帯が県全体の52%となる等、低額所得者の急増に伴う県営住宅への需要の高まりにより、応募倍率は急激に増加した。

その後、平成21年4月に改正公営住宅法施行令が施行され、入居者の収入制限の上限額が低減されたこと、郊外の団地について申込者数が募集住宅の戸数を下回る場合があること等により、近年の応募倍率は下落傾向にある。



第10章 營 繕



佐伯警察署（広島市佐伯区）

1 営繕工事の概要

営繕課は、平成24年度の組織改正により、総務局から土木局に編入され、県営住宅整備部門及び特殊設備部門を集約し、建築・設備部門を一元化することで、魅力ある公共建築物の創造や、施設の効率的な維持管理に取り組んでいる。

営繕課では、各局等からの工事依頼により、建築物等の設計や、工事の監理・検査等の営繕工事を行い、県民の共有財産としてふさわしい施設とするため、耐久性・耐震性・メンテナンス等に優れた建物となるように配慮している。また、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインへの対応や、環境に配慮した省エネルギー対策などの新しい取り組みを行うとともに、コスト縮減による効率的な予算執行など、その適正な事業執行に努めている。

平成25年度の主な営繕工事としては、県立福山若草園新築工事、県営吉島住宅（仮称）3期南棟建築工事などに着手するとともに、継続して県立学校の耐震化工事を実施している。

平成26年度は、平成25年度に着手した前記2事業のほか、県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備工事、県立学校の耐震化工事などを引き続き実施するとともに、県営吉島住宅（仮称）3期北棟建築工事、福山誠之館高等学校管理教室棟の改築工事などに着手する予定としている。

また、委託業務では、平成25年度に県営吉島住宅（3期）工事のほか高等学校改築工事等の4件で建築プロポーザル方式を採用して設計者の選定を行なった。平成26年度も引き続き、警察署の移転整備事業における委託業務実施にあたり、プロポーザル方式の採用を予定している。

2 魅力ある建築物創造事業

(1) 目的

本県のブランドイメージの向上を図るため、魅力ある公共建築物の創造・発信やクリエイティブな人材の育成などを積極的に推進する。

(2) 平成25年度実施内容

新たに、「魅力ある建築物創造事業」を創設し、魅力ある公共建築物を創造する仕組みづくりとして、建築学会、建築士会、建築家協会と連携協定を締結し、関係団体との連携体制を構築するとともに、建築プロポーザル方式の充実を図った。合わせて、プロポーザル方式の市町への普及に努め、導入市町への支援を行った。

また、民間建築物への波及を目指し、県内の魅力ある建築物の発掘・発信イベント「ひろしまたてものがたり」を創設するとともに、公衆用トイレの整備における学生コンペ「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施や大学と連携し建築プロポーザル採用案件を活用したインターンシップ制度等を通してクリエイティブな人材の育成に努めた。

(3) 平成26年度事業内容

① 魅力ある公共建築物を創造・発信

ア 建築プロポーザル方式の実施

イ 建築プロポーザル方式の市町への積極的な普及（技術的支援）

ウ 平成25年度完成建築物のパネル展示

② 民間建築物への波及

ア 県内の魅力ある建築物の発掘・発信イベント「ひろしまたてものがたり」の継続実施

・ 100セレクションの情報発信

・ 県民参加の投票実施、投票HPの作成

・ ベストセレクション30の選定、情報発信

・ 選定結果を基にしたパネルディスカッション

イ クリエイティブな人材の育成

・ 公共建築物に係る「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施

・ 大学との連携によるインターンシップの実施

平成 25 年度 工事 実 施 状 況

(単位:千円)

平 成 24 年 度	工 事 内 容		総務局	危機管理監	環境県民局 (県民生活部)	環境県民局 (環境部)	健康福祉局	商工労働局	農林水産局	土木局 (土木整備部)	土木局 (空港港湾部)	都市局	企業局	病院事業局	教育委員会	公安委員会	計		
	件数	金額																	
以前からの 債務負担行為 (既契繰越)分	建築	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	1	20	2	29	
		金額	572,250	0	0	0	1,451,748	0	0	0	0	0	354,566	0	28,248	1,579,639	126,474	4,112,925	
	電気	2	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	5	0	0	2	2	2	16
		金額	72,190	0	0	0	519,074	42,420	0	135,934	0	0	577,920	0	0	120,227	46,904	1,514,669	
A	機械	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	10	0	0	0	5	1	21	
		金額	23,310	0	0	0	562,651	0	0	178,074	0	0	636,288	0	0	163,512	31,302	1,595,137	
	計	4	0	0	0	7	1	0	0	3	0	18	0	0	1	27	5	66	
		金額	667,750	0	0	0	2,533,473	42,420	0	314,008	0	0	1,568,774	0	28,248	1,863,378	204,680	7,222,731	
B	建築	10	1	1	0	5	1	1	0	5	0	22	1	1	1	73	5	125	
		金額	112,345	147,956	27,864	0	1,674,434	282,333	0	64,331	0	0	960,745	85,082	132,896	6,703,251	147,144	10,338,181	
	電気	5	1	2	0	4	0	0	0	2	0	10	0	0	1	7	1	33	
		金額	270,061	14,641	62,041	0	437,208	0	0	189,657	0	0	1,399,129	0	15,624	180,076	10,505	2,578,942	
C	機械	5	1	2	0	2	1	1	0	3	0	2	0	0	1	8	1	26	
		金額	60,734	33,982	37,188	0	593,767	21,709	0	581,171	0	0	501,580	0	19,139	260,259	30,959	2,140,488	
	計	20	3	5	0	11	2	0	0	10	0	34	1	1	3	88	7	184	
		金額	443,140	196,579	127,093	0	2,705,409	304,042	0	835,159	0	0	2,861,454	85,082	167,459	7,143,586	188,608	15,057,611	
D	建築	0	0	1	0	4	0	0	0	1	0	2	1	1	0	32	0	41	
		金額	0	0	27,864	0	2,170,135	0	0	11,140	0	0	378,000	85,082	0	2,999,000	0	5,671,221	
	電気	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	7	0	0	0	3	0	17	
		金額	99,719	0	0	0	677,340	0	0	1,180,568	0	0	1,180,568	0	0	108,892	0	2,066,519	
E	機械	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	9	
		金額	0	0	0	0	833,563	0	0	497,180	0	0	293,718	0	0	85,468	0	1,709,929	
	計	1	0	1	0	13	0	0	0	3	0	11	1	1	0	37	0	67	
		金額	99,719	0	27,864	0	3,681,038	0	0	508,320	0	0	1,852,286	85,082	0	3,193,360	0	9,447,669	
F	建築	11	1	1	0	7	1	1	0	5	0	25	1	1	2	93	7	154	
		金額	684,595	147,956	0	0	956,047	282,333	0	53,191	0	0	937,311	0	160,944	5,283,890	273,618	8,779,885	
	電気	7	1	2	0	7	1	0	0	3	0	15	0	0	1	9	3	49	
		金額	242,532	14,641	62,041	0	278,942	42,420	0	325,592	0	0	796,481	0	15,624	191,411	57,410	2,027,094	
G	機械	6	1	2	0	4	1	1	0	5	0	12	0	0	1	13	2	47	
		金額	84,044	33,982	37,188	0	322,855	21,709	0	262,065	0	0	844,151	0	19,139	338,303	62,261	2,025,697	
	計	24	3	5	0	18	3	0	0	13	0	52	1	1	4	115	12	250	
		金額	1,011,171	196,579	99,229	0	1,557,844	346,462	0	640,848	0	0	2,577,943	0	195,707	5,813,604	393,289	12,832,676	

3 営繕工事の執行状況

平成25年度 主要営繕工事一覧

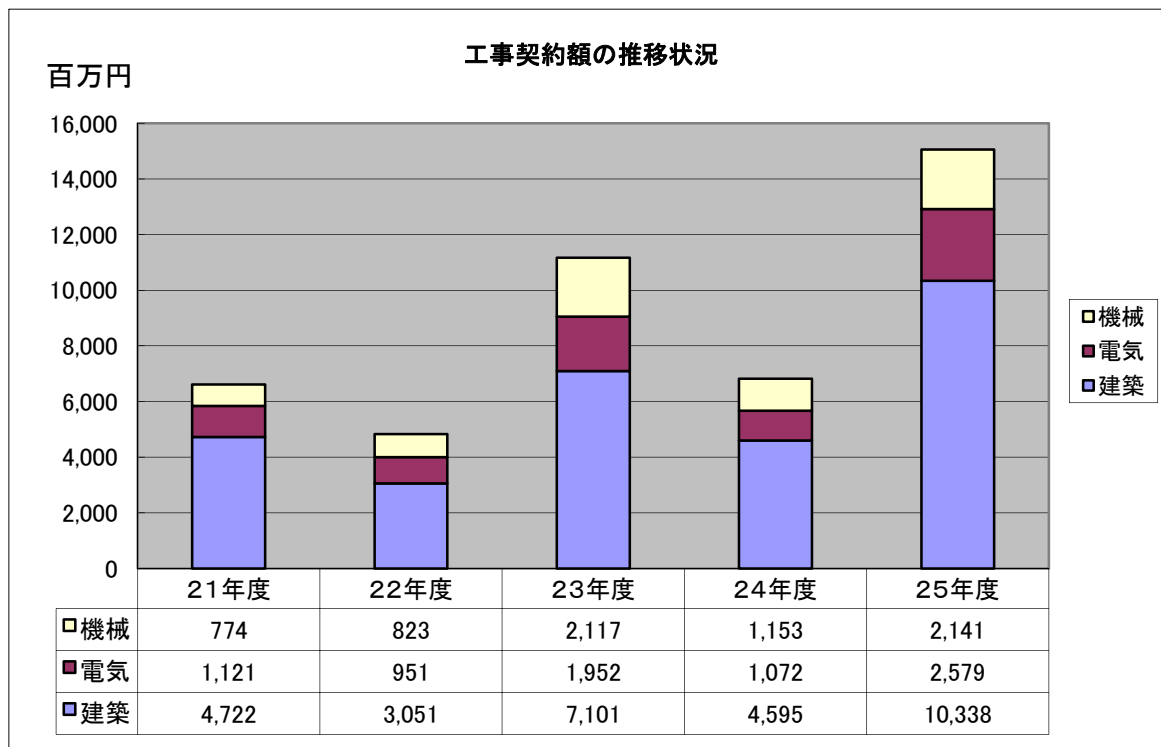
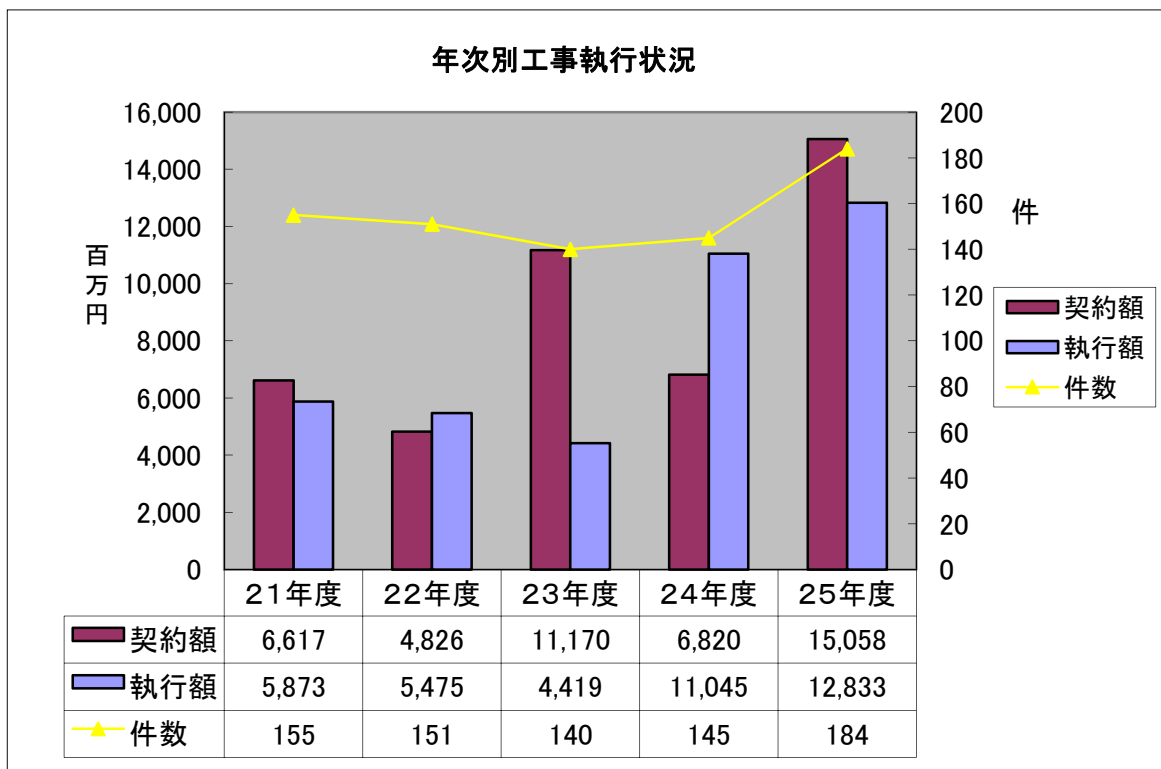
(1億円以上)

(平成26年3月31日) (単位:千円)

区分	工 事 名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考
H 23	県立広島障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備建築工事	東広島市西条町	建築	1,770,825	H23.12.20	H27.3.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備衛生設備工事	東広島市西条町	機械	556,500	H23.12.20	H27.3.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備空調設備工事	東広島市西条町	機械	438,900	H23.12.20	H27.3.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備強電設備工事	東広島市西条町	電気	453,833	H23.12.20	H27.3.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備弱電設備工事	東広島市西条町	電気	230,059	H23.12.20	H27.3.25	継続
	(仮称)佐伯警察署庁舎新築工事	広島市佐伯区	建築	569,293	H23.12.20	H25.8.9	完成
	(仮称)佐伯警察署庁舎新築機械設備工事	広島市佐伯区	機械	146,327	H23.12.14	H25.8.9	完成
	(仮称)佐伯警察署庁舎新築電気設備工事	広島市佐伯区	電気	195,275	H23.12.10	H25.8.9	完成
	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟(電気)設備工事	福山市箕沖町	電気	551,250	H23.12.20	H25.12.20	完成
	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟ポンプ設備工事	福山市箕沖町	機械	199,815	H24.1.7	H25.12.20	完成
	本川排水機場ポンプ設備工事	竹原市塩町	機械	280,781	H24.1.11	H25.9.30	完成
野間川ダム電気通信設備工事(監視・制御設備他)	三原市久井町	通信	130,830	H23.7.7	H24.7.31	完成	
県営舟入住宅2号館(仮称)建築その他工事	広島市中区	建築	519,011	H24.3.17	H25.10.31	完成	
H 24	県立広島病院救命救急部改修その他工事	広島市南区	建築	136,559	H24.12.13	H25.3.29	完成
	広島県庁農林庁舎耐震改修その他工事	広島市中区	建築	572,250	H25.3.16	H26.3.24	完成
	広島情報プラザ防災・防犯設備改修工事	広島市中区	電気	108,658	H25.1.19	H26.1.31	完成
	東部浄化センター1系重力濃縮機械設備更新他工事	広島市南区	機械	101,430	H24.11.22	H26.1.31	完成
	芦田川浄化センターNo.2主ポンプ棟沈砂設備工事	福山市箕沖町	機械	257,250	H24.5.2	H25.12.20	完成
	芦田川浄化センター水処理16池他(電気)設備工事	福山市箕沖町	電気	430,500	H24.10.3	H26.2.28	完成
	芦田川浄化センター水処理16池設備(機械)工事	福山市箕沖町	機械	209,517	H25.1.16	H26.2.28	完成
	芦田川浄化センター第2バッキ沈砂池設備(機械)工事	福山市箕沖町	機械	114,975	H24.10.31	H26.2.28	完成
	本川排水機場電気設備工事	竹原市塩町	電気	213,472	H24.9.25	H25.9.30	完成
	広島県立福山工業高等学校校舎(46,49,56号棟)耐震改修工事	福山市引野町	建築	127,470	H24.12.8	H25.11.15	完成
	広島県立河内高等学校校舎(15-1号棟外)耐震改修工事	東広島市河内町	建築	158,598	H24.12.4	H25.10.31	完成
	広島県立音戸高等学校校舎(1号棟)改築工事	呉市音戸町	建築	448,350	H25.2.5	H26.3.14	完成
	広島県立吉田高等学校食品製造実習室外新築その他工事	安芸高田市吉田町	建築	114,240	H25.1.12	H25.8.9	完成
	広島県立広島観音高等学校屋内運動場耐震改修その他工事	広島市西区	建築	122,378	H25.2.27	H25.10.31	完成
	広島県立尾道東高等学校校舎(2・6・21号棟)耐震改修工事	尾道市東久保町	建築	164,943	H25.3.16	H26.3.28	完成
広島県立上下高等学校校舎(9号棟)耐震改修その他工事	府中市上下町	建築	117,180	H25.3.19	H25.12.26	完成	

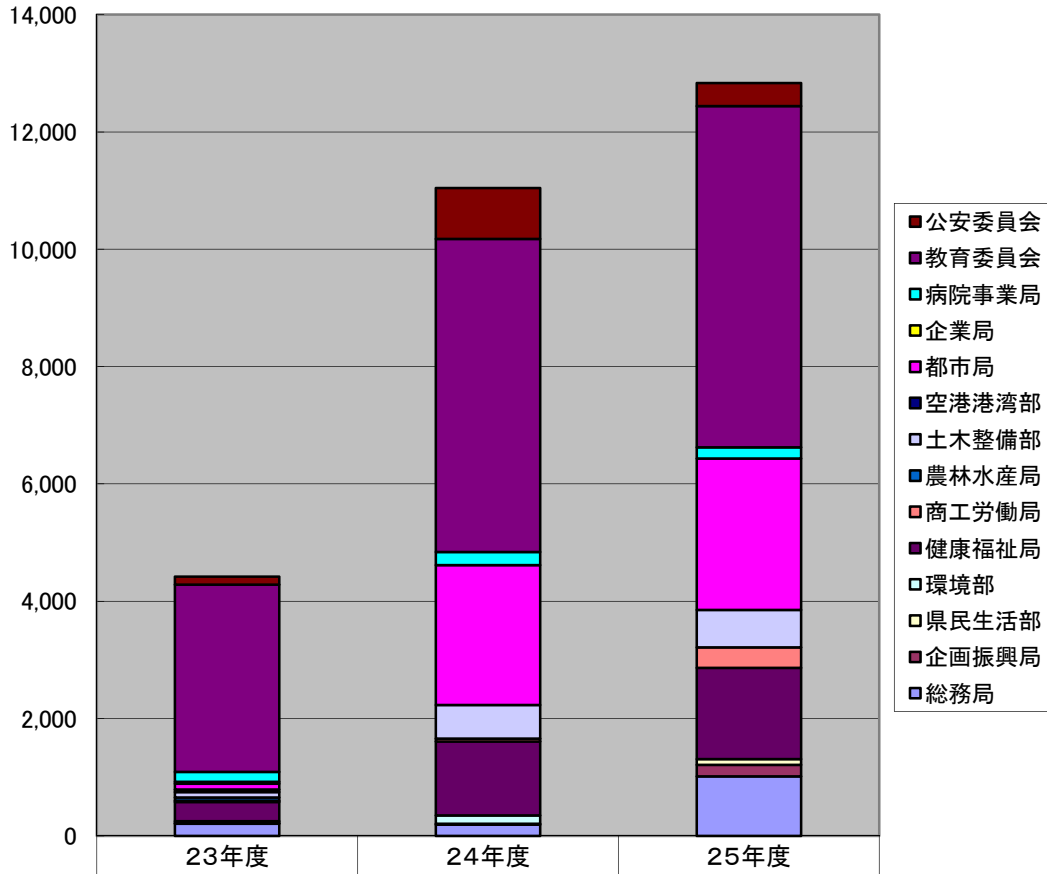
区分	工 事 名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考
H 25	広島県立松永高等学校屋内運動場（30-1号棟）耐震改修その他工事	福山市神村町	建築	212,100	H25.8.22	H26.7.31	継続
	広島県立五日市高等学校屋内運動場（5-1号棟）耐震改修その他工事	広島市佐伯区	建築	164,160	H25.11.1	H26.8.29	継続
	広島県立広島工業高等学校武道場（37号棟）耐震改修その他工事	広島市南区	建築	113,805	H25.11.12	H26.10.31	継続
	広島県立御調高等学校校舎（6号棟）外3棟耐震改修その他工事	尾道市御調町	建築	214,812	H26.3.7	H27.3.13	継続
	広島県立呉工業高等学校校舎（1号棟）外2棟耐震改修工事	呉市阿賀北	建築	329,281	H26.3.29	H27.3.16	継続
	広島県立河内高等学校屋内運動場（19-1,-2号棟）耐震改修工事	東広島市河内町	建築	112,936	H26.3.13	H26.12.19	継続
	広島県立廿日市高等学校校舎（4,5,6号棟）耐震改修その他工事	廿日市市桜尾	建築	240,300	H26.3.27	H27.3.13	継続
	広島県立沼南高等学校校舎（2号棟）耐震改修工事	福山市沼隈町	建築	131,328	H26.3.18	H26.12.26	継続
	広島県立豊田高等学校屋内運動場（7号棟）耐震改修その他工事	東広島市安芸津町	建築	140,508	H26.3.26	H27.2.13	継続
	広島県立尾道東高等学校屋内運動場（5号棟）外1棟耐震改修その他工事	尾道市東久保町	建築	195,480	H26.3.18	H27.3.16	継続
	広島県立賀茂高等学校屋内運動場（23号棟）外2棟耐震改修その他工事	東広島市西条町	建築	123,120	H26.3.26	H27.1.30	継続
	広島県立広島南特別支援学校呉分校校舎（北棟・廻廊棟）改築工事	呉市阿賀中央	建築	483,840	H26.3.21	H27.3.17	継続
	県立福山若草園新築工事	福山市水呑町	建築	1,544,400	H25.12.18	H27.3.13	継続
	県立福山若草園新築機械設備工事	福山市水呑町	機械	570,672	H25.12.18	H27.3.13	継続
	県立福山若草園新築電気設備工事	福山市水呑町	電気	316,332	H25.11.16	H27.3.13	継続
	東部浄化センター1,2,3池最終沈殿池（機械）設備更新工事	広島市南区	機械	165,066	H25.9.18	H27.1.30	継続
	東部浄化センター1,2,3池最終沈殿池（電気）設備更新工事	広島市南区	電気	160,860	H25.8.31	H27.1.30	継続
	芦田川浄化センター5,6池反応タンク（機械）設備外更新工事	福山市箕沖町	機械	336,515	H25.9.14	H27.3.13	継続
	芦田川浄化センター用水他電気設備更新工事	福山市箕沖町	電気	469,800	H25.10.22	H27.3.13	継続
	芦田川浄化センター特殊電源設備更新工事	福山市箕沖町	電気	286,200	H26.3.20	H28.2.29	継続
	羽原川排水機場ポンプゲート設備工事	福山市柳津町	機械	245,905	H26.3.28	H27.7.31	継続
	羽原川排水機場電気設備工事	福山市柳津町	電気	251,275	H26.3.27	H27.7.31	継続
	農林庁舎非常用発電機設備設置工事	広島市中区	電気	120,530	H25.9.28	H27.1.30	継続
	沼田川浄化センター監視制御設備更新工事	三原市円一町	電気	342,360	H26.3.27	H28.2.29	継続
	県営吉島住宅（仮称）3期南棟建築工事	広島市中区	建築	331,020	H26.2.25	H27.5.29	継続
	広島県消防学校実践的訓練施設新築その他工事	広島市安佐北区	建築	147,956	H25.7.12	H26.3.27	完成
	広島県立日影館高等学校屋内運動場（27号棟）耐震改修その他工事	三次市吉舎町	建築	137,664	H25.8.10	H26.4.18	継続
	県営長寿園北高層住宅1号館外壁改修その他工事（第1工区）	広島市中区	建築	139,210	H25.8.24	H26.3.31	完成
	広島県総合グラウンド耐震改修工事	広島市西区	建築	118,965	H25.10.4	H26.4.28	継続
	県立広島病院手術室整備その他工事	広島市南区	建築	132,696	H25.10.8	H26.3.25	完成

- (注) 1. 契約金額は、千円未満を四捨五入した。
2. 完成年月日は、契約工期末である。



百万円

部門別工事執行額の推移状況



	23年度	24年度	25年度
公安委員会	134	865	393
教育委員会	3,198	5,340	5,814
病院事業局	168	226	196
企業局	32	0	0
都市局	101	2,385	2,578
空港港湾部	39	0	0
土木整備部	96	573	641
農林水産局	54	0	0
商工労働局	22	45	346
健康福祉局	328	1,265	1,558
環境部	30	140	0
県民生活部	12	0	99
企画振興局	0	18	197
総務局	206	187	1,011

第 1 1 章 災害復旧



(被災直後)



(復旧後)

平成25年発生災害 一般国道486号道路災害復旧工事 (府中市目崎町)

1 災害復旧事業の概要

災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な天然現象によって被災した公共土木施設を復旧し、公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

公共土木施設に係る災害復旧事業は、3か年で復旧を完了することとなっているが、近年は、2年度目までにほぼ完了するよう、早期復旧に努めている。

なお、平成25年度及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は、次のとおりである。

2 災害復旧事業の査定状況

(1) 平成25年度発生災害（広島市を除く）

(単位：件数，千円)

工種	県		市町		県・市町合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
各工 事別 内訳	河川	137	804,163	51	176,474	188	980,637
	海岸	—	—	—	—	—	—
	砂防	17	71,546	—	—	17	71,546
	急傾斜	—	—	—	—	—	—
	道路	16	220,474	96	436,655	112	657,129
	橋梁	—	—	1	8,164	1	8,164
	港湾	—	—	—	—	—	—
	海岸(港湾 に係るもの)	—	—	—	—	—	—
	公園	—	—	—	—	—	—
合計	170	1,096,183	148	621,293	318	1,717,476	

(2) 過去の発生災害（広島市を除く）

ア 箇所数

(単位：件数)

年災	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
県	352	579	763	2	10	226	656	76	119	170
市町	463	321	648	11	11	253	745	111	176	148
合計	815	900	1,411	13	21	479	1,401	187	295	318

イ 金額

(単位：千円)

年災	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
県	7,771,659	5,711,962	8,214,963	21,010	48,119	1,705,105	5,175,734	718,863	655,521	1,096,183
市町	2,102,092	1,313,927	2,904,094	24,112	27,004	894,749	4,216,335	456,961	644,336	621,293
合計	9,873,751	7,025,889	11,119,057	45,122	75,123	2,599,854	9,392,069	1,175,824	1,299,857	1,717,476

3 広島県の主要災害（昭和20年以降）

発生年月日	種別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大風速	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑流失	田畑冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸 -	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所 -	丁 3,857	丁 10,651	か所 -	隻 -	枕崎台風
S25. 9.14	"	28.1	144.4	1	1	-	66	403	-	4,592	23,505	174	141	29	-	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	"	33.9	260.3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ～ 6. 7	"	13.2	239.7	2	-	-	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	-	9	
S28. 7.16 ～ 7.22	梅雨	9.4	181.8	-	1	-	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	-	
S29. 9.13 ～ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	-	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	-	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ～ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	-	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	-	
S39. 6.24 ～ 6.27	"	9.7	269.0	7	20	-	5	13	2	47	4,264	328	230	-	-	344	-	-	-	
S40. 6.18 ～ 6.21	"	5.7	291.0	17	28	-	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	-	154	-	39	-	
S42. 7. 7 ～ 7. 9	"	6.0	198.5	159	231	-	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	-	93	-	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ～ 7. 8	"	-	511.0	7	21	-	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	-	
S47. 7. 9 ～ 7.14	"	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	169か所		189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ～ 8.21	低気圧	9.5	206.0	2	9	-	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	714か所		18	-	
S51. 9. 8 ～ 9.13	台風前線	21.5	457.0	16	29	-	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	-	81.56ha		40	-	
S54. 6.26 ～ 7. 2	梅雨	-	422.0	1	5	-	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494	141ha		25	-	
S56. 6. 25 ～ 7. 4	"	-	618.0	4	11	-	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2	652.1ha		50	-	江田島町，呉市 山崩れ
S58. 7.20 ～ 7.23	"	-	518.0	-	2	-	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	-	201ha		8	-	昭和58年7月豪雨
S60. 6.21 ～ 7. 6	"	-	1,080.0	2	3	-	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	-	184 ha	14 ha	75	-	
S63. 7.20 ～ 7.21	"	-	276.0	14	11	-	38	20	15	72	459	304	219	7	59	29.39ha		21	33	
H 3. 9.27 ～ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	-	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3	38か所		88	668	台風第19号
H 5. 6.28 ～ 7. 5	梅雨	-	142.0	4	1	-	1	1	14	5	285	667	619	3	2	36.00ha		4	-	
H11. 6.24 ～ 7. 3	"	-	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	-	2,638か所		62	-	平成11年6月29日 梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ～ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	-	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	-	178か所		66	-	台風18号
H13. 3.24	地震	-	-	1	193	-	49	344	33,609	-	-	53	704	8	-	-		-	-	平成13年芸予地震 マグニチュード6.7 最大震度6弱
H16. 8.30 ～ 8.31	台風	18.0	164.0	-	9	-	1	4	88	1,379	5,799	61	61	-	-	11.48ha		-	-	台風16号
H16.9.7 ～ 9.8	"	33.3	154.0	5	142	-	27	204	16,582	860	3,128	65	140	-	-	6.60ha		-	-	台風18号
H17.9.6 ～ 9.7	"	19.3	346.0	-	13	-	7	75	135	240	1,741	469	275	6	-	55.36ha		-	-	台風14号
H18.7.14 ～ 7.21	梅雨	-	175.0	-	-	-	-	-	3	4	100	465	209	-	-	90.82ha		3	-	梅雨前線豪雨
H18.9.16 ～ 9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	-	88.25ha		-	-	台風13号
H21.7.19 ～ 7.27	梅雨	-	187.5	1	4	-	3	-	17	29	271	274	167	1	-	13.16ha		11	-	梅雨前線豪雨
H22.7.11 ～ 7.16	梅雨	-	516.0	5	6	-	19	35	72	254	1,407	831	413	3	-	82.87ha		39	-	梅雨前線豪雨

＝ 第 1 2 章 公共用地・土地収用 ＝



都市計画道路廿日市駅通線 街路事業（廿日市市廿日市二丁目～駅前）

1 公共用地の取得

(1) 必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには、道路・港湾等の事業による交通体系の整備、治水・砂防等の事業による県土の保全、下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには、公共用地の取得等が不可欠である。

(2) 事務の概要

公共用地取得等の事務は、必要な事業計画の周知を図り、土地等の権利者との交渉を行って、契約等の手続きを経て、土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では、土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため、昭和37年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

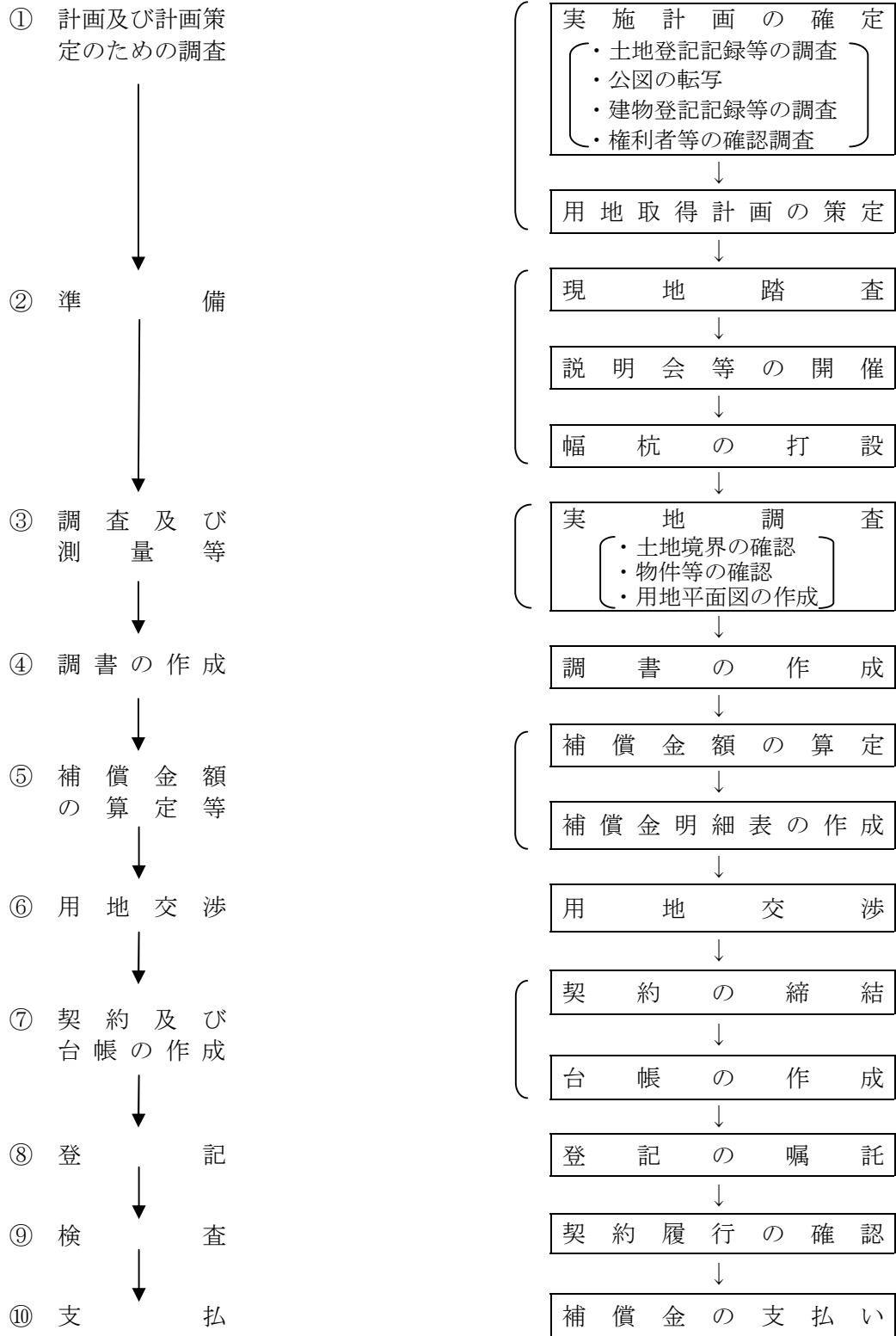
本県においても、この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し、損失補償の方法、補償額算定の時期、土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて、これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3) 取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月制定）を定め、事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに、先行取得制度の活用を図りながら、用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

(参考) 用地取得の手順

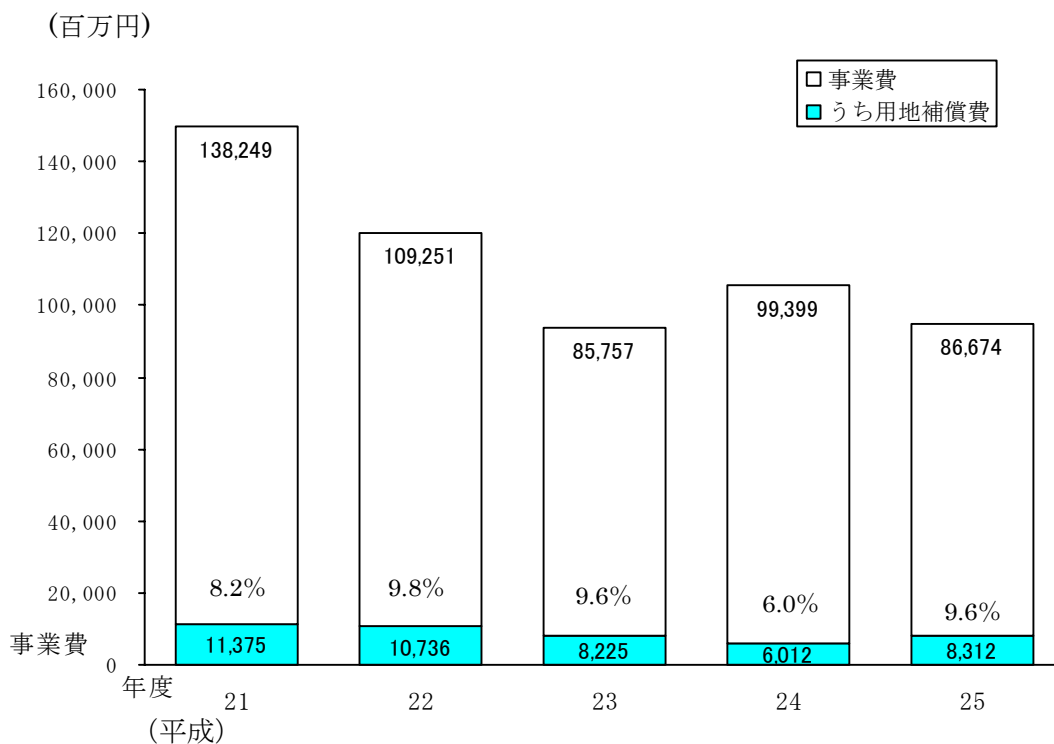
公共事業のための用地取得は、次のような手順で進めている。



2 公共事業における用地取得実績

用地費及び補償費						
年度	用地取得箇所数	用地費		補償費		計 (単位：千円)
		取得面積 (単位：㎡)	金額 (単位：千円)	物件件数(建物) (単位：件)	金額 (単位：千円)	
H21	425	452,942	4,237,326	841(158)	7,137,948	11,375,274
H22	395	423,950	3,664,395	706(105)	7,071,636	10,736,031
H23	371	756,791	2,877,848	813(150)	5,347,485	8,225,333
H24	348	422,773	1,745,477	640(131)	4,267,340	6,012,817
H25	367	445,266	2,438,935	753(142)	5,874,003	8,312,938

公共事業等（最終予算額）に占める用地補償費の推移



3 土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために、公共用地の取得に伴い必要に応じて、土地収用制度を活用している。この制度は、大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1) 事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が、事業が真に公共のためになるものであること等を確認し、起業者に対して、土地を収用し、又は使用することができるという地位を付与する制度

- 大臣が認定する事業 : 主に国又は都道府県等が起業者である事業
- 知事が認定する事業 : 主に市町等が起業者である事業

平成 25 年度における事業認定

大臣認定（起業者：広島県）

事業名	起業地	事業認定告示年月日
一般国道 3 1 3 号改築工事（神辺バイパス）	福山市	26. 1. 17

知事認定（起業者：市町等）

事業名	起業者	事業認定告示年月日
戸山地区農業集落排水事業	広島市	25. 10. 3
安芸太田病院新本館建設工事	安芸太田町	25. 11. 7
（仮称）福山市神辺地域交流センター建設工事	福山市	25. 12. 2
福山夜間成人診療所駐車場拡張工事	福山市	25. 12. 16

(2) 裁決

収用委員会が、私有財産に対する正当な補償を定め、土地等の収用又は使用を決定する制度

平成 25 年度における裁決申請件数（起業者：広島県）

事業名	件数
該当事業なし	

第13章 建設業



東広島高田道路（主要地方道吉田豊栄線）道路改良工事（安芸高田市吉田町国司）

1 建設業の構造改善

建設産業は、我が国の主要な産業の一つであり、住宅・社会資本の整備に対して、多様化・高度化する人々の要求を実現させる重要な役割を果たしている。ところが、社会全体の構造改革が求められている中で、建設産業においても、建設投資が低迷し、将来的にも大きな伸びが期待できないという厳しい状況にあり、また、建設市場の国際化による競争が激化するなど、大きな構造変化に直面している。受注の減少や利益率の低下等により、大手の建設業者も倒産するなど、建設業は非常に厳しい経営環境に直面している。

こうした状況の中で、今後は、各企業が、自己責任と自助努力で経営の革新などを進めることにより、建設産業全体の構造改善を促進させることが重要である。

平成23年6月には、建設業の現状と課題を踏まえ、今後の建設産業の再生方策を策定することを目的として、国土交通省建設産業戦略会議において「建設産業の再生と発展のための方策2011」が取りまとめられた。

広島県においても、平成23年8月には、これからの建設産業の進むべき方向性を示し、再生のための環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン2011」を策定し、このビジョンに基づく支援施策に取り組むこととした。

2 建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し、適正な建設工事を確保するため、昭和24年に建設業法が制定され、同法の規定に基づき、一定規模以上*の建設工事を請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなければならないこととされている。

(※一定規模以上=1件の請負工事の規模が、①建築一式工事では請負代金1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事、又は②建築一式工事以外では請負代金500万円以上の工事)
各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は、次のとおりである。

建設業許可業者数の推移

(単位：者)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
知事許可業者	12,801	12,388	11,958	11,564	11,509
県内大臣許可業者	251	248	255	255	254
計	13,052	12,636	12,213	11,819	11,763

年間許可申請処理件数（知事許可）

(単位：件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新規	497	496	433	494	380
業種追加	207	220	209	206	154
更新	1,228	2,719	2,724	2,537	874
計	1,932	3,435	3,366	3,237	1,408

事務所別建設業許可業者数及び建設業許可申請処理件数 (H26. 3. 31 現在)

事務所別	許 可 業 者 数			許 可 申 請 処 理 件 数	
	知事許可業者	県内大臣許可業者	計	知事許可業者	県内大臣許可業者
西部建設事務所	6,379 (6,402)	170 (170)	6,549 (6,572)	817 (1,780)	42 (59)
〃 呉支所	894 (911)	10 (10)	904 (921)	101 (262)	1 (4)
〃 東広島支所	751 (756)	13 (13)	764 (769)	101 (207)	4 (5)
東部建設事務所	3,070 (3,087)	56 (57)	3,126 (3,144)	347 (870)	14 (30)
北部建設事務所	415 (408)	5 (5)	420 (413)	42 (118)	4 (0)
合 計	11,509 (11,564)	254 (255)	11,763 (11,819)	1,408 (3,237)	65 (98)

(注) 1 () は、平成 25 年 3 月 31 日現在の数である。

2 県内大臣許可申請処理件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理(経由)した件数である。

3 経営に関する事項の審査

経営事項審査は、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で、公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

平成 24 年の改正では、建設産業における社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認などとあわせて、経営事項審査においても、未加入企業への減点措置の厳格化が図られることとなった。また、建設企業の活動範囲が拡大する中で、外国子会社の経営実績についても評価の対象とされることとなった。

なお、平成 25 年度における審査件数は、次のとおりである。

経営事項審査件数 (H26. 3. 31 現在)

事務所別	知事許可業者	大臣許可業者
西部建設事務所	1,321	104
〃 呉支所	334	8
〃 東広島支所	270	7
東部建設事務所	1,003	35
北部建設事務所	161	5
合 計	3,089	159

(注) 大臣許可業者審査件数については、国土交通大臣に係る法定受託事務として処理(経由)した件数である。

4 入札参加資格審査

県が発注する建設工事の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については、隔年で受け付けており、平成 25・26 年度分については、平成 24 年 11 月及び 12 月に受付を行い、平成 25 年 7 月、10 月及び平成 26 年 2 月に追加の受付を行った。資格認定は、各業者の経営事項審査結果(客観的事項)と県工事成績、県の指名除外等の状況(主観的事項)を総合して行っており、一部の業種を除き業種ごとに 3~4 の等級に区分し、これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方、測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者について

も、建設工事と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は、業務実績高や技術者の状況等（客観的事項）と県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており、その他業務を除き分野ごとに3つの等級に区分し、これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

平成26年4月1日現在における資格認定者数は、次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況 (H26.4.1現在)

	入札参加資格認定者数		
	建設工事		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県内	2,303	143	389
県外	60	635	413
合計	2,363	778	802

(注)「県内」、「県外」については、建設工事は主たる営業所、コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5 指名業者の選定及び建設業者の育成指導

(1) 指名業者の選定

県工事の発注に当たっては、指名業者等選定要綱に基づき、設計金額に対応したランク別発注を基本とし、それに技術的な適性、施工経験、技術者の状況などを総合的に勘案して選定している。

選考手続きは、すべての建設工事について公正・公平を確保するため、工事金額に応じて、地方機関、本庁各局等に指名業者等選考委員会を設けて、厳正に審査をしている。

(2) 建設業者の指導等

建設業者に対しては、パンフレットなどを作成して、一括下請けの禁止、下請負人名簿の提出、現場代理人等の常駐、技術者の適正配置、労働災害の防止の徹底及び建設業退職金共済制度等の福利厚生制度への加入促進などを図り、建設業法、建設工事執行規則、建設工事請負契約約款及びその他関係法令等の遵守についても指導している。

また、平成13年4月から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく指導にも取り組んでいる。

6 入札・契約制度の改善

建設産業の再生のために策定した「広島県建設産業ビジョン2011」における県の支援策の一つとして、市場環境の整備を図るため入札契約制度を改善していくこととしており、そのための施策の実施工程表として平成23年12月に「入札契約制度中期計画」を策定した。

平成25年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正については次のとおりである。

- (1) 指名除外基準の見直し
- (2) 入札ボンド制度の対象拡大
- (3) 県内建設業者の合併の促進等
- (4) 地域建設業経営強化融資制度の延長

7 建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお、平成25年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は、次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数

(単位：件)

年 度	手 続	前 年 度 繰越件数 (A)	当 年 度 申 請 件 数 (B)	当 年 度 取 扱 件 数 (A+B)	当 年 度 終 了 件 数 (C)	未 処 理 件 数 (A+B-C)	審 理 開 催 回 数
25	あつせん	0	0	0	0	0	0
	調 停	0	1	1	1	0	2
	仲 裁	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	1	0	2

8 建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき、建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し、また、打刻の検認事務を行っている。(平成25年度の打刻：3件)

9 浄化槽工事業の届出・登録

昭和60年10月に浄化槽法が施行され、浄化槽工事業を営む者(浄化槽工事業者という。)は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者(特例浄化槽工事業者という。)は、登録にかえて届出が義務付けられた。

なお、浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は、次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移

(単位：者)

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
浄 化 槽 工 事 業 者	県内	129	128	133	130	122
	県外	1	2	2	2	2
	計	130	130	135	132	124
特 例 浄 化 槽 工 事 業 者	県内	819	831	831	834	837
	県外	126	126	125	127	129
	計	945	957	956	961	966

10 解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成12年5月に制定され、平成13年5月からは、同法の規定に基づき解体工事業を営む者(建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業及びびとび・土工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。)は、都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお、解体工事業の登録業者数の推移は、次のとおりである。

解体工事業の登録業者数

(単位：者)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
県 内	117	120	116	115	120
県 外	11	10	12	9	9
計	128	130	128	124	129

11 建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので、国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査(毎月1回)及び建設工事施工統計調査(年1回)を実施している。